

21全農林要求第7号
2022年7月13日

農林水産大臣
金子原二郎 殿

全農林労働組合

中央執行委員長 武藤公明



要　求　書

私たちは、2022年春闘交渉において、2022年度の賃金改定にあたっては、民間賃金実態を精確に把握し、初任給をはじめ公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること、などを求めてきました。連合の春季生活闘争における月例給の賃上げ結果では、プラス2.07%とコロナ禍前の2018・2019闘争と同程度の確保はできたものの、円安やロシアのウクライナ侵攻も相俟って、電気料金やガス料金の値上がりに加え食品をはじめとする原材料や原油価格の高騰による消費者物価の上昇により、実質賃金の低下も懸念される厳しい状況に置かれています。

このような中、人事院は6月17日に民間給与の実態調査を終了し、集計作業を行っているところですが、適切な賃金と労働条件の確保が不可欠です。また、在宅勤務・テレワークや時差出勤をはじめとした働き方改革が進められていますが、良好な公務・公共サービスを確実に提供するためにもワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、非常勤職員の待遇改善、ハラスマントの根絶を図ることが必要です。

一方、農林水産省においては、「食料・農業・農村基本計画」に基づく各種施策に加え、みどりの食料システム戦略や農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略などに基づく施策が引き続き展開されています。農林水産行政を本省・地方が一体となって円滑に推進するためには、現場と農政を結ぶ機能の充実・強化のもと、必要な予算と定員の確保が重要です。また、独立行政法人における予算については、毎年度、運営費交付金に理不尽な効率化係数が課せられる中で、各法人の事務・事業の推進には必要な運営費交付金、施設整備費補助金の確保が重要です。

私たちは、公務関係労働者の生活と労働条件を維持・改善するため、下記のとおり要求事項を取りまとめました。貴職におかれでは、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、その実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

| 2022年度賃金要求等について

1. 2022年の給与改定勧告にあたっては、公務員労働者の月例給与の引上げ勧告を行

うよう人事院に要請すること。なお、初任給を中心とする若年層における民間賃金との格差を踏まえるとともに、較差の配分については、労働組合と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うよう人事院に要請すること。

2. 一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を引上げるよう人事院に要請すること。
3. 諸手当については、社会経済情勢の変化、組合員の職務や生活実態を踏まえて措置することとし、労働組合と十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告作業を進めるよう人事院に要請すること。
 - (1) 通勤手当については、人事異動が広域化している状況を踏まえ、新幹線料金等を全額支給するとともに、新幹線通勤手当に関する権衡職員の規程を緩和すること。また、交通用具使用者の通勤手当について、消費増税分を考慮し増額すること。
 - (2) 単身赴任手当については、採用時に単身赴任となる場合においても支給対象とすること。
4. 再任用職員の給与制度については、生活関連手当の支給をはじめ、その経済的負担や定年前職員との均衡を考慮して改善するよう人事院に要請すること。

II 2023年度予算概算、組織・定員要求等について

1. 農林水産行政の円滑な推進に向け、新規増員要求を行うなど必要な定員を確保すること。また、増加する定年退職者数に見合う新規採用者や中途採用者を確保すること。
2. 地方出先機関における再任用者は、厳しい定員事情を理由に短時間勤務を余儀なくされていることから、段階的定年引上げの完成までの間、原則であるフルタイム再任用に必要な定員を確保すること。
3. 地方農政局及び北海道農政事務所の地域拠点については、各種施策の実施・推進体制を確立するために必要な予算と定員を確保すること。
 - (1) 地方農政局及び北海道農政事務所の地域拠点において、農政改革の現場段階での推進や輸出力強化等の新たな課題への対応など、現場と農政を結ぶ機能の充実・強化を図るために、増加する退職者数に見合った新規採用者・若手職員、中途採用者やフルタイム再任用者を確実に配置すること。

- (2) 統計業務の見直しにあたっては、国民生活に必要な統計の精度を維持し、調査が確実に行える人員を確保すること。
- (3) 広域化している管轄区域の業務遂行に必要な旅費・庁費などの予算を十分確保すること。
- (4) 官用車の長距離運転が常態化していることから、乗用車型車両に更新するなど、地域の実情に応じた車両配備とするために必要な予算を確保すること。

- (5) 業務量の増加を踏まえ、超過勤務手当や旅費、非常勤雇用経費など必要な予算を確保すること。また、北海道農政事務所の超過勤務手当予算単価については、地方農政局と同等に引上げること。

4. 国営土地改良事業所等については、農業農村整備事業の着実な推進や激甚・頻発化する自然災害対応に必要な予算と定員を確保すること。

- (1) 農地集積の加速化、農地の大区画化・汎用化・畠地かんがい等の整備、農業水利施設の長寿命化・耐震対策、災害復旧・復興業務など、大幅に増加している予算・業務量に見合った人員と業務の効率化に必要な予算を確保すること。
- (2) 事務・事業における技術の継承を図るため、農業土木を含む新規採用者や中途採用者を確保すること。
- (3) 超過勤務手当が全額支給できるよう、超過勤務予算及び事業所等運営に必要な工事雑費や庁費を十分確保すること。
- (4) 閉鎖が予定されている事業所については、通常業務に加え、事業完了に向けた業務が増加することから、必要な予算と人員を確保すること。
- (5) 新設事業所において、組合員の業務過多とならないよう必要な人員を確実に配置すること。

5. 植物防疫所については、農作物の病害虫の侵入・まん延防止、農産物の輸出入拡大、外国来郵便物の検疫強化、入国制限解除後の訪日外国人旅行者の回復などに伴う水際対策を強化するため、植物検疫業務の円滑な遂行に必要な予算と定員を確保すること。

- (1) 植物病害虫の国内侵入防止対策・まん延防止対策の強化や入国制限解除後の外国クルーズ船や国際便の増便への対応など、輸入検疫による水際対策の強化によ

り増加する業務量に見合った人員を確保すること。特に、限られた人員で早朝、深夜勤務や24時間体制で検疫対応を行っていることから、組合員の健康面に十分に配慮した人員を確保し、配置すること。

(2) 輸出拡大により、増加している集荷地検査など輸出検疫の業務量に見合った人員を確保すること。

(3) 外国来郵便物の検疫強化に伴う業務量に見合った人員を確保すること。

(4) 女性職員が働きやすい職場環境の整備に必要な予算を確保すること。また、男女ともに育児休業、育児時間等の取得しやすい環境づくりのために必要な人員を確保すること。

(5) 出張所の統廃合に伴い、管轄区域が広域化していることから、業務遂行に必要な旅費、資材・機器等の配備に必要な庁費などの予算を十分に確保すること。

(6) 管轄区域が広域化する中で、集荷地検査や栽培地検査などの増加に伴い、官用車による出張が長距離・長時間化していることから、官用車の機能向上などの安全対策に必要な予算を確保すること。また、運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、単独の長距離・長時間運転の解消などに必要な定員を確保すること。

(7) 人事異動に伴う官服やヘルメットなどの新任地への移送にあたっては、庁費で送付できるよう必要な予算を確保すること。

6. 動物検疫所については、アジア地域におけるASF（アフリカ豚熱）の拡大、農畜産物の輸出入拡大、入国制限解除後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、家畜の伝染性疾病の侵入リスクが一段と高まることから、検疫探知犬導入に伴う検査体制、外国来郵便物の検疫強化、罰則適用の厳格化対応等の水際対策の強化や国内防疫措置対応など、検疫業務強化に必要な予算と定員を確保すること。

(1) 検疫探知犬の増頭や家畜防疫官の権限等の強化、広報活動促進など輸出入検疫体制の強化により業務量が増加する中、限られた人員で早朝、深夜勤務や24時間体制で検疫対応を行っていることから、組合員の健康面を十分に配慮した人員を確保し、配置すること。

(2) 外国来郵便物の検疫強化に伴う業務量に見合った人員を確保すること。

(3) 検疫探知犬の増頭に伴い必要となる施設整備費等の予算を確保すること。

(4) 地方空港の国際化、24時間化などにより管轄区域が広域化する中、業務遂行に必要な旅費・超過勤務手当等の予算を十分に確保すること。

(5) 女性職員比率が半数を超える職場実態を踏まえ、女性職員が働きやすい職場環境の整備に必要な予算を確保すること。また、男女ともに育児休業、育児時間等の取得しやすい環境づくりのために必要な人員を確保すること。

7. 船舶・漁業調整事務所については、安全運航を確保し、調査・取締業務を的確に遂行するために必要な予算と定員を確保すること。

(1) 漁業取締船の船舶業務に必要な予算・定員を確保し、船舶職員を確実に配置すること。

(2) 外国漁船の違法操業が多発し悪質・巧妙化していることを踏まえ、取締業務に見合った人員を確保すること。特に、漁業取締時の安全を確保するため、漁業監督官の複数乗船体制を確立すること。

(3) 犯則取締等手当については、武器による危険行為が多発している状況を踏まえ、手当単価を引上げるとともに1日の対象となる業務の回数毎に支給すること。また、航空手当については、航空取締業務に従事した全ての職員に支給すること。

(4) 乗組員が不測の事態に安心して下船できるよう、船舶予備員を増員すること。

(5) 業務遂行に必要なドック費用を含め消耗及び老朽部品等の交換・修理など、船舶の安全運航に必要な船舶運航費等の予算を確保すること。

8. 独立行政法人については、衆参農林水産委員会における独法改革法に伴う附帯決議を踏まえ、事務・事業の推進と使命達成、組合員の雇用・労働条件の確保に向け、各法人から要望されている運営費交付金、施設整備費補助金を満額確保すること。

(1) 各法人の年度計画等の事務・事業の推進に必要な予算を確保すること。

(2) 各法人から要望されている運営費交付金及び施設整備費補助金について、満額確保すること。また、運営費交付金の一般管理費及び業務経費に係る「効率化係数」の廃止・除外経費等の拡大を査定省に強く求め、実現すること。

ア 組合員の賃金等の改定及び労働条件の改善に必要な人件費を確保すること。

イ 2023年度からの定年引上げ及び段階的定年引上げの完成までの間、高齢者雇用安定法を踏まえた、フルタイム再雇用・再任用に必要な予算を確保するこ

と。

ウ 同一労働同一賃金に係る法規定に基づく、非常勤職員等の賃金水準引上げと一時金及び諸手当の支給・拡充、無給休暇の有給化など、常勤職員との均等均衡待遇の実現に向けた必要な予算を満額確保すること。

エ 老朽化施設の建替え・修繕等に必要な施設整備費補助金を確保するとともに、機械及び研究機器の更新に必要な予算を確保すること。

オ 水研教育機構における調査船が高船齢化しているため、調査・研究業務の円滑な推進と乗組員の航海の安全確保に向け、代船建造費補助金、ドック経費及び修繕に必要な予算を確保すること。

9. コロナ禍における「新しい働き方」に不可欠なツールとなるテレワーク用PCやネットワーク等の環境整備に必要な予算を確保すること。また、感染拡大防止対策を前提とした安全・安心を確保した職場環境の整備を図ること。

10. 行政職（二）及び医療職（三）の業務に必要な要員を確保すること。また、希望者全員のフルタイムによる再任用を実現すること。

11. 2023年度の級別定数改定にあたっては、次の事項について人事院に対して強く要請すること。

（1）賃金決定基準である級別標準職務表を抜本的に改善すること。また、各組織の組織実態や人員構成等を考慮し、組織段階や学歴による格差が生じないように努めること。

（2）有資格者全員が上位級に昇格できる定数確保を基本とすること。具体的には、以下の事項を実現すること。

ア 行政職（一）については、以下の事項を実現すること。

① 地方出先機関等の3級・4級・5級定数を拡大すること。特に、以下の定数を拡大すること。

i) 地方農政局専門職の4級・5級定数を拡大すること。また、課長補佐を6級に格付けするとともに、5級定数を拡大すること。

ii) 事業所の3級・4級・5級定数を拡大すること。

② 本省庁係長の4級、専門職及び課長補佐の6級定数を拡大すること。

イ 行政職（二）については、部下数制限を大幅に緩和するとともに、本省の5級定数、地方農政局の4級定数を拡大すること。

ウ 研究職については、4級・5級定数を拡大すること。

エ 専門行政職については、2級・3級・4級定数を拡大すること。

オ 海事職（一）・（二）については、級別標準職務表に基づく船舶の大きさだけでなく、違反操業の漁業取り締まり等、海上勤務の特殊性を考慮して改善すること。

カ 医療職（三）については、小規模機関の職務実態等を考慮し、看護師を3級に格付すること。

III 農林水産業政策の拡充・強化について

1. 新たな農林水産業政策の展開にあたっては、食料自給率の向上、食の安全確保、森林・水産資源の適切な管理、幅広い担い手の育成や経営体に対する安定対策の充実・強化など、持続可能な農林水産業と農山漁村の確立に向け、生産現場の声を踏まえて対応すること。
2. 経済連携協定や自由貿易協定に対しては、世界各国が共生・共存できる「農産物貿易ルール」を確立し、国内農林水産業や地域社会、国民生活に影響を及ぼさないことを基本に対応すること。

IV 高齢者雇用施策について

1. 2023年4月1日の段階的定年引上げにあたっては、その円滑かつ安定的な実現のために必要となる定員や級別定数を確保するため、人事院及び内閣人事局に要請すること。また、役降り後を含む具体的な職務付与、若年層等の職員との職務分担など、農林水産省としての具体的な検討にあたっては、前広に情報提供するとともに、労働組合と十分に交渉・協議し、合意に基づき進めること。
2. 改正国家公務員法附則で検討事項とされた給与制度等の検討については、労働組合との交渉・協議、合意に基づき行うよう人事院に要請すること。
3. 事務・事業の円滑な遂行を実現するため、定年の段階的引上げが完成するまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする組合員の希望どおりの再任用を実現すること。特に、地方出先機関における再任用者は、厳しい定員事情を理由に短時間勤務を余儀なくされていることから、組合員の希望どおりのフルタ

イム再任用を実現するため、必要な定員を確保するとともに、定員の弾力的な取扱いなどについて、労働組合との十分な交渉・協議、合意に基づいて進めること。

V 非常勤職員等の制度及び待遇改善について

1. 同一労働同一賃金をはじめとする均等待遇原則に基づき、非常勤職員等の給与を引上げること。
2. 「非常勤職員の給与に関する指針」の改正を踏まえ、一時金の支給状況について各府省の状況を把握し、必要な指導等を行うよう人事院に要請すること。
3. 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう、適切な運用に努めること。また、必要な改善措置を講じるよう人事院に要請すること。
4. 非常勤職員の休暇制度等については、常勤職員との均等待遇を図るために、無給休暇の有給化等の改善を図るよう人事院に要請すること。
5. 非常勤職員制度の改善に関するこれまでの取組を踏まえ、制度の抜本的改善に向けた検討を継続することとし、労働組合と十分交渉・協議し、作業を進めるよう人事院に要請すること。

VI 労働諸条件の改善について

1. 労働時間の短縮及び休業制度等については、公務職場におけるワークライフバランスを実現するため、「働き方改革」等を次のとおり進めること。
 - (1) 事前の超過勤務命令の徹底、ＩＣＴ等を活用した職場における厳格な勤務時間管理を実施するなど、勤務時間管理を適切に行うこと。また、本省における在庁時間の削減に向け実効ある対策を講じること。
 - (2) 上限を超えた超過勤務の状況に関わる整理・分析・検証等の結果を踏まえ、労働組合との交渉・協議に基づき、特例業務の扱いについて必要な見直しを行うこと。
 - (3) 「他律的業務の比重が高い部署」の指定にあたっては、各局庁等における統一性の確保を最低として、労働組合との交渉・協議に基づき、適宜、必要な見直しを行うこと。

(4) 1ヶ月当たり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する手当の割増率を引上げるよう人事院に要請すること。

(5) テレワークをはじめとする労働の柔軟化について、公務職場における働き方の実態を踏まえた制度とすることを基本に、制度・運用の改善や各種手当の検討などを行うよう人事院に要請すること。その際、労働組合との十分な交渉・協議を行うこと。

(6) 農林水産省の各職場において、「勤務間インターバル」を確保すること。

(7) 家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備するよう人事院に要請すること。

(8) 妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、休暇を取得しやすい職場環境の整備を行うとともに、更なる制度の改善を図るよう人事院に要請すること。

ア 子の看護休暇を10日に拡大すること。

イ 産前休暇を8週間、多胎妊娠の場合の産後休暇を10週間に延長するとともに、妊娠障害休暇を新設すること。

2. コロナ禍における業務運営にあたっては、日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務の分担状況や進捗状況を把握し、きめ細かな工程管理を行うとともに、業務調整や応援体制の構築を図るなど、円滑な業務遂行に向けて必要な対策を行うこと。また、今後の感染状況等の推移を注視し、職員の感染防止、健康確保のため、労働組合との交渉・協議を踏まえて、適宜、必要な措置を講じること。

3. 人事評価制度の見直しについては、評価結果が待遇・労働条件に大きく影響することから、労働組合と十分交渉・協議し、合意に基づいて対応するよう関係機関に要請すること。

4. 官用車出張における勤務時間管理や手当等について、次の事項を改善すること。

(1) 移動時間が勤務時間外におよぶ場合、同乗者についても共に業務を行っていることから超過勤務の対象として取り扱うこと。また、土日勤務時の官用車出張における同乗者の移動時間について、運転手同様、勤務時間とみなすこと。

(2) 長距離運転が常態化している地方出先機関においては、現場実態を踏まえた官用車の機能向上などの安全対策を強化すること。また、自主運転手当を制度化す

るよう人事院に要請すること。

5. 人事異動にあたっては、組合員の希望を尊重するとともに、理解と納得の上で行うこと。
6. ハラスメントの防止については、一層有効な対策を着実に推進すること。特に、パワー・ハラスメント対策については、人事院規則10-16等に基づいた取組を着実に行うとともに、再発防止策を徹底し、職場から根絶すること。また、相談員の専門性の向上や相談員が適切に対応できる体制整備に向けて、必要な対策を講じること。
7. 年次有給休暇や夏季休暇の取得状況を検証し、計画的に取得できる職場環境をつくるとともに、諸休暇についても取得しやすい環境を整備すること。また、夏季休暇の日数を増やすとともに、夏季（7月から9月）に繁忙期となる職場においては、夏季休暇の取得が困難な状況を踏まえ、取得時期について弾力的な取得が可能となるよう人事院に要請すること。
8. 心の健康づくりについては、勤務条件や職場環境の改善など総合的に取り組むこととし、ストレスチェックや「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」等に基づく施策の着実な推進に向けて必要な対応を図ること。
9. 障害者雇用については、障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができるよう、障害者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。
10. 女性公務員の採用等の推進について、女性公務員の採用・登用・職域拡大の着実な推進に向け、積極的に取り組むこと。

以 上